

【物品売買契約書】

売買物品

物 品 名	霊柩車（トヨタ・ハイエース）
数 量	1 台
型 式	U-L H 1 2 3 V改
登録番号	岐阜 8 8 う 1 4 2 8
車体番号	L H 1 2 3 0 0 1 5 6 3 2

契約金額 金****円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額****円)
契約保証金 免除
特記事項 なし

上記の件について、垂井町（以下「売出人」という。）と （以下「買受人」という。）の間において、物品売買契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 住 所 岐阜県不破郡垂井町宮代2 9 5 7 番地の1 1

代表者職・氏名 岐阜県不破郡垂井町長 早野 博文

買受人 住 所

代表者職・氏名

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(契約金額等の支払い)

第2条 買受人は、契約金額を、売払人の指定する期日までに、売払人の発行する納入通知書により、納入するものとする。

- 2 買受人は、前項の期間内に代金を支払わないときは、売払人に対し支払金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、売払人が納付期限後相当の期間内に代金を納付する見込みがあると判断した場合は、この限りでない。

(所有権の移転等)

第3条 売買物品の所有権は、買受人が契約金額及び遅延利息の支払いを完了した時、買受人に移転する。

- 2 所有権移転登録等の必要な手続きは、買受人が行うものとし、手続きに要する一切の費用は買受者の負担とする。

(物品の引渡し)

第4条 売払人は、移転登録等の手続き完了を確認したときは、速やかに物品を買受人に引き渡すものとする。

- 2 買受人は、物品の引渡しを受けたときに、売払人に物品受領書を提出するものとする。
3 物品の引渡しに要する費用は、買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第5条 売払人は、物品の引渡し後は、その物品の品質その他に関して一切の担保責任を負わないものとする。

(契約の解除等)

第6条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
(2) 故意に契約の履行を遅延したとき。
(3) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと売払人が認めたとき。
2 前項の場合において、買受人に損害を与えることがあっても、売払人はその損害の賠償の責めを負わない。

(契約外の事項)

第7条 この契約に疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。

以上